

新体力テスト『S認定証』交付要領

栃木県教育委員会

1 趣旨

体力向上策の一環として、児童生徒の体力に対する関心を高めるとともに、体力の向上に意欲をもたせるため、「S認定証」を交付する。

2 対象

当該年度の7月までに実施した新体力テストで、全ての種目の得点が8点以上の児童生徒に『S認定証』を交付する。

3 交付方法

- (1) 小・中学校及び義務教育学校にあつては、当該市町教育委員会教育長宛て様式1「栃木県児童生徒の体力・運動能力調査について」を提出する。
- (2) 各市町教育委員会教育長は、各校から提出された様式1を取りまとめ、当該教育事務所長宛て提出する。
- (3) 各教育事務所長は、各市町から送付された様式1を取りまとめ、県教育委員会事務局スポーツ振興課長宛て提出する。
- (4) 県立学校にあつては、県教育委員会事務局スポーツ振興課長宛て様式1を提出する。
- (5) 県教育委員会は、提出された「栃木県児童生徒の体力・運動能力調査について」の内容に基づき、小・中学校及び義務教育学校に対しては、関係市町教育委員会教育長宛て、県立学校に対しては直接学校長宛て、『S認定証』を交付する。

4 この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成18年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成21年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成22年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成24年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成27年6月1日に一部改正する。

この要領は、平成29年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成30年4月1日に一部改正する。

この要領は、令和2年4月1日に一部改正する。